

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約書は、縁マーケティング研究所（当所）が提供する「標的型攻撃メール対応訓練実施キット」スタンダードキット（以下、「本製品」）のご使用条件等を定めたものです。スタンダードキットには、プログラム、画像ファイル、ドキュメントファイル等が含まれます。

「本製品」とは、プログラム及びドキュメント類等、本キットに含まれるものすべてを指します。本製品を使用することにより、お客様は本書に記載された条項にすべて同意したものとみなされますのでご了承ください。

第1条 使用許諾

1. 当所はお客様に対し、本製品を自組織内のコンピューターに限り、複製し、起動して使用する非独占的権利を許諾します。使用とは、コンピューター上で本ソフトウェアのプログラムを実行したり、ドキュメントファイルを開覧・編集したりすることを指します。
2. 本製品を使用しての二次創作物（模擬マルウェアプログラム及びドキュメント類）については、本製品をご購入いただいた組織様を含む 2 組織様内でのご利用に限り、複製や改編を行い、配布して使用することを許諾します。
3. 動作テスト等の目的で、本製品について当所が別途期間を限定した場合、その期間に限り、前項の権利を許諾します。

第2条 知的財産権等

1. 本製品に含まれるプログラム及びドキュメントに関する著作権、その他一切の知的財産権は、当所に帰属します。
2. 本製品に含まれる画像ファイルの著作権、その他一切の知的財産権は、画像ファイルの作成者に帰属します。
3. お客様は、本製品に組み込まれているドキュメント及びキャラクター等の表現について著作権を主張することはできません。

第3条 保証範囲

1. 当所は、本製品の性能または特定目的への適合性について、一切の保証をいたしません。
また、本製品を使用して作成したプログラム及びドキュメントを使用することにより損害が生じた場合でも、一切の保証をいたしません。
2. 本製品については、お客様から返品を受けたり、お客様に返金を行ったりする責任を負いません。但し、本製品の機能が、お客様の使用目的に合致しなかったと当所が判断し、且つ、お客様が本製品を使用することができなかった場合に限り、お客様からのお申し出により、返金に応ずるものとします。
3. 当所は、本製品の使用、または使用不能から生ずるいかなる直接的または間接的損害についても、一切責任を負いません。

第4条 禁止事項

1. お客様は、以下の行為を行うことができません。
 - (1) 本契約に基づく使用権を譲渡または再使用許諾すること
 - (2) 本製品もしくはそれらの複製物を、当所が許諾する利用範囲を超えて公開・貸与・譲渡すること
 - (3) 当所が許諾する利用範囲を超えて、本製品を利用して作成したプログラム及びコンテンツについて商用に利用すること
 - (4) 通常の使用のためハードディスクにコピーする以外の方法で本製品を複製すること、または、本製品の一部又は全部を使用して翻案した製品（本ソフトウェアの別言語バージョンを含む）を作成すること
 - (5) 当所の許諾無く、本製品の一部又は全部を組み込んだ製品を作成し、または、サービスを実施すること
 - (6) 本製品に含まれるソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行い、または、ソースコードを解析すること
 - (7) 本製品の一部又は全部を「標的型攻撃メール対応訓練」もしくは、「標的型攻撃メール対応訓練」に類する行為以外の目的で使用する
 - (8) 第三者の著作権・肖像権等の権利を侵害し、または、法令その他の規制に違反する方法で本製品を使用すること

2. お客様は、本契約違反、または、本ソフトウェアもしくは本製品に関する知的財産権の侵害により当所に損害を与えた場合、これを賠償する義務を負担します。

第5条 本製品のサポート

1. 本製品のサポートは、原則として、お申し込みをいただきましたご担当者様を対象とさせていただきます。ご担当者様に変更が生じた場合は、当所にご連絡をいただくことで、新しいご担当者様を対象に、継続してサポートを提供させていただくものとします。
2. 本製品については、本製品をご提供させていただいた日を起算日として、180 日間を、サポートサービスを提供させていただく期間とさせていただきます。
3. 本製品のサポート範囲につきましては、本製品に含まれるプログラムとコンテンツ、また、「標的型攻撃メール対応訓練」の実施に関する事項のみとし、本製品とは無関係の事柄（Microsoft Word や Microsoft Excel の操作方法等）に関するお問い合わせにつきましては、サポート対象外とさせていただきます。

第6条 契約の終了

お客様が本契約に違反した場合、当所は直ちに本契約を解除することができます。
お客様は、契約解除後は本製品及び、本製品によって作成した二次創作物を使用することができず、当所に損害が生じた場合にはこれを賠償する義務を負担します。

第7条 その他

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約の解釈及び履行に関して生じる一切の紛争の解決については、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。